

請求書の交付義務等	<p>○区分記載請求書の交付義務はない。</p> <p>○免税事業者も区分記載請求書を発行することが可能。</p>	<p>○取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書を交付する義務がある。 *適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することが可能。</p> <p>○免税事業者が適格請求書を発行しようとする場合には、所轄税務署長に対して課税事業者の選択届出書を提出し、登録番号を受けなければならない。</p> <p>○偽りの記載をした適格請求書又は適格請求書と誤認されるおそれのある書類の発行については、新たに罰則規定が適用。</p>
仕入税額控除の要件等	<p>○所定事項を記載した帳簿及び区分記載請求書を保存することが要件。 *買手が作成する所定の事項が記載された「仕入明細書等」の保存によっても、仕入税額控除が可能。</p> <p>○免税事業者からの課税仕入れについても税額控除が認められる。</p>	<p>○所定事項を記載した帳簿及び適格請求書を保存することが要件。 *同左</p> <p>○免税事業者からの課税仕入れについては税額控除ができない。ただし、次に記載する期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置がある。</p> <p>①令和5年10月1日～令和8年9月30日(3年) 仕入税額相当額の80%</p> <p>②令和8年10月1日～令和11年9月30日(3年) 仕入税額相当額の50%</p> <p>③令和11年10月1日～控除不可</p>

(参考)「令和4年度税制及び執行に関する要望書(間接税)」(抜粋) 令和3年7月全国間税会総連合会

2 消費税に関する事項

(3) 仕入税額控除

[理由]

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、我が国には500万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあるインボイス制度は、我が国の社会経済構造に馴染まない制度であると考えられる(略)、新型コロナウイルス感染症が大流行し、経済がこれほどまでに落ち込むことになるとは予想もできなかったことや、感染拡大の影響で売上げ等が大きく減少している。したがって、(略)令和5年10月以降もインボイス制度に移行することなく、(略)「区分記載請求書等保存方式」を継続適用されることを強く要望する。それが困難な場合には(略)インボイス制度の導入時期を延期すべきである。

間税会へ加入を希望される方は、下記の間税会へご連絡ください。

間税会では、令和5年10月以降も、現在、実施されている「区分記載請求書等保存方式」の継続適用又は「適格請求書等保存方式」の導入時期の延期を要望!!

間税会は消費税のあり方を考える会です。

全国間税会総連合会(全間連)



〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町1-1-1 日本橋村松ビル5階

☎ 03-5829-3901 / URL <http://www.kanzeikai.jp>

神奈川・港北間税会

TEL 045-594-7400 fax 045-594-9292